3　試験研究用等原子炉設置者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

4　試験研究用等原子炉設置者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。

（試験研究用等原子炉施設の外部の者との情報の伝達）

第二十八条　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。

（設計開発計画）

第二十九条　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発（試験研究用等原子炉施設に必要な要求事項を考慮し、試験研究用等原子炉施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。

2　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一　設計開発の段階

二　設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認

三　設計開発に係る部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限

3　試験研究用等原子炉設置者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。

4　試験研究用等原子炉設置者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。

（設計開発に係るプロセス入力情報）

第三十条　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

一　意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る試験研究用等原子炉施設に係る要求事項

二　従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの

三　関係法令

四　その他設計開発に必須の要求事項

2　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならない。

（設計開発に係るプロセス出力情報）

第三十一条　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。

2　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。

3　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一　設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。

二　調達、個別業務の実施及び試験研究用等原子炉施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。

三　適否決定基準を含むものであること。

四　試験研究用等原子炉施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該試験研究用等原子炉施設の特性を規定しているものであること。

（設計開発照査）

第三十二条　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査（以下「設計開発照査」という。）を実施しなければならない。

一　設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。

二　設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。

2　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発照査に、当該照査の対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。

3　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

（設計開発の検証）

第三十三条　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。

2　試験研究用等原子炉設置者は、前項の検証の結果の記録（当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。

3　試験研究用等原子炉設置者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。

（設計開発の妥当性確認）

第三十四条　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該試験研究用等原子炉施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。

2　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該試験研究用等原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

3　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

（設計開発の変更の管理）

第三十五条　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

2　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。

3　試験研究用等原子炉設置者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が試験研究用等原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該試験研究用等原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含むものとしなければならない。

4　試験研究用等原子炉設置者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。